

札子企第 1820-2 号
令和 5 年（2023 年）2 月 20 日

放課後児童クラブ運営事業者 各位

札幌市子ども未来局長

児童会館等におけるマスク着用の考え方について

日頃より、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という）の運営に対し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2月15日に厚生労働省から「放課後児童クラブにおけるマスク着用の考え方について」（別紙1）が示されました。放課後児童クラブにおけるマスク着用については、2月10日付け政府対策本部決定（別紙2）における「学校における対応」を踏まえた対応を基本とすることとなりましたので、札幌市の児童会館等の活動においても、マスクの着用は求めないことを基本とするなど、上記「学校における対応」を踏まえた対応することとしましたのでお知らせいたします。

また、「学校における対応」は令和5年4月1日から適用することとされておりますので、児童会館等においても同日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方「令和4年(2022年)5月27日付 札子企第372-1号 児童会館における利用児童のマスク着用について」に沿った対応をいたします。

貴団体におかれましても、これらを踏まえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、学校におけるマスク着用の留意事項等については、今後、文部科学省から教育委員会へ通知される予定となっておりますので、児童会館等に該当する部分がある場合には、改めてお知らせいたします。

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989